

9 地域密着型通所介護費(平成28年4月1日～)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数 が利用定員 を超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に満た ない場合	2時間以上3 時間未満の 通所介護を 行う場合	7時間以上9時 間未満の通所 介護の前日・ 日常生活上の 世話をを行う場合	中山間地域 等に居住する 者へのサービス 提供加算	入浴介助を 行った場合	中重度者ケ ア体制加算	個別機能訓 練加算(Ⅰ)	個別機能訓 練加算(Ⅱ)	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	
イ 地域密着型 通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (426 単位) 要介護2 (459 単位) 要介護3 (514 単位) 要介護4 (678 単位)		×70/100																
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (641 単位) 要介護2 (737 単位) 要介護3 (874 単位) 要介護4 (990 単位) 要介護5 (1,157 単位)	×70/100	×70/100	要介護1 (735 単位) 要介護2 (868 単位) 要介護3 (1,058 単位) 要介護4 (1,144 単位) 要介護5 (1,281 単位)	要介護1 (735 単位) 要介護2 (868 単位) 要介護3 (1,058 単位) 要介護4 (1,144 単位) 要介護5 (1,281 単位)		1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +40単位	1日につき +50単位	1日につき +50単位	1日につき +50単位	1日につき +50単位	1日につき +50単位	1日につき +50単位	1日につき +50単位	1日につき +50単位	1日につき +50単位	1日につき +50単位
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (735 単位) 要介護2 (868 単位) 要介護3 (1,058 単位) 要介護4 (1,144 単位) 要介護5 (1,281 単位)			要介護1 (735 単位) 要介護2 (868 単位) 要介護3 (1,058 単位) 要介護4 (1,144 単位) 要介護5 (1,281 単位)	要介護1 (735 単位) 要介護2 (868 単位) 要介護3 (1,058 単位) 要介護4 (1,144 単位) 要介護5 (1,281 単位)														
ロ 標準型通所 介護費	(1) 3時間以上6時間未満 (1,007単位)																			
	(2) 6時間以上8時間未満 (1,511単位)																			

ハ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1) (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (2) (1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (3) (1日につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (4) (1日につき 6単位を加算)

ニ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 9万5千円(950/1,000))	注 各単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 9万5千円(950/1,000))	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 11万2千円(1120/1,000))	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 11万2千円(1120/1,000))	

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額等の対象外の算定項目